

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和元年 5 月 7 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-0001 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 1 番地 札幌時計台ビル 10 階
札幌市建設局総務部用地管理課管理係（電話 011-211-2552）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 用地担当部所管地除草業務（その 2）
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 契約書に示す着手の日から 3 週間とする。
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 8% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が中分類「公園街路樹等管理業」に登録されている者であること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。
- (6) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (7) 平成 30～32 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、企業区分が中小企業として登録されている者であること。
- (8) 過去 2 年間（平成 29 年 4 月以降）において、本市その他の官公庁との同種（除草業務）契約の履行実績が 1 回以上あること。

4 入札説明書、契約条項及び仕様書等の交付方法

- (1) 本告示の日から、上記1の場所において交付する。
 - (2) 仕様書等に関する問い合わせ先 上記1に同じ。
- 5 入札参加資格の審査および決定
- この入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を持参し、審査を受けた上、入札参加資格がある旨の決定を受けなければならない。
- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書
 - イ 契約実績調書
 - (2) 書類の提出期限及び提出場所
上記(1)に定める書類を、令和元年5月27日(月)17時00分までに上記1の場所へ提出すること。
 - (3) 入札参加資格審査結果通知書の交付
上記(1)に定める書類を受領後、本市において入札参加資格の審査を行い、その結果を入札参加資格審査結果通知書により令和元年5月29日(水)に発送する。
- 6 入札の日時及び場所
- (1) 入札の日時 令和元年6月4日(火)9時35分
 - (2) 入札の場所
札幌市建設局用地担当部会議室
(札幌市中央区北1条西2丁目1番地 札幌時計台ビル10階)
 - (3) 入札書の提出方法
上記(1)の指定日時及び(2)の場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函すること。(送付及び電送による提出は認めない。)
 - (4) 開札
入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。
- 7 入札手続等
- (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 要
契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。
ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。
 - (3) 入札の無効
本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。
 - (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、本告示に示した役務の提供が可能であることを証明する上記5(1)の書類を、令和元年5月27日(月)17時00分までに提出しなければならない。

また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者又はその代理人にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係ない職員がくじを引くものとする。

(7) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏な挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。

(8) その他 詳細は入札説明書による。

